

船舶事故調査報告書

平成24年5月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成23年12月18日（日） 15時50分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島の南南西方沖 舞鶴市所在の成生岬灯台から真方位323° 4.0海里（M）付近 （概位 北緯35° 39.4′ 東経135° 24.8′）
事故調査の経過	平成23年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{ホクウト} HOKUTO、5トン未満 251-17269京都、個人所有 5.94m（Lr）×2.42m×1.15m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成8年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年9月12日 免許証交付日 平成19年11月6日 （平成25年9月11日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損（沈没）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、舞鶴市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、冠島の南南西方沖で投錨して釣り中、それまで風速約6～7m/sであった西風が急に風速約10m/sとなって波が甲板に打ち込み、浸水して船体が傾きはじめた。</p> <p>船長は、平成23年12月18日15時45分ごろ本件マリーナに救助を要請した。</p> <p>本船の南方約200mで投錨して釣りを行っていた遊漁船の船長（以下「遊漁船船長」という。）は、本船が大きく傾斜して船底を見せているのに気づき、救助に向かうこととして錨を巻き揚げ始めたところ、15時50分ごろ、本船が転覆し、船長が船体にしがみついているのを見て本船に急行した。</p> <p>遊漁船船長は、16時ごろ本船の船体から離れて頭部だけが水上に出ている状態となっていた船長を遊漁船上に引き揚げたが、意識不明の状態であったので、釣り客の1人に心肺蘇生を依頼し、他の釣り客に舞鶴海上保安部に連絡するよう依頼して舞鶴市舞鶴港に向かった。</p> <p>本件マリーナのハーバースターは、本件マリーナ所属のレスキュー艇</p>

	<p>に乗り組んで出航し、本船に向かう途中、16時01分に舞鶴海上保安部へ本船が浸水、転覆のおそれがある旨を連絡したのち、本船に到着して巡視船が到着するまで待機し、舞鶴港に戻った。</p> <p>遊漁船は、17時10分京都府漁連岸壁に着岸し、待機していた救急車に船長を引き継いだ。</p> <p>本船船長は、最寄りの病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>本船は、12月19日12時ごろ沈没した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風速 約10m/s 海象：波高 約3m、海水温度 約14～15℃</p> <p>本事故現場の南南西方約12Mに位置する舞鶴海洋気象台の観測値は、次のとおりであった。</p> <p>08時00分 平均風速 3.3m/s、風向 西南西 最大瞬間風速 4.6m/s、風向 西南西</p> <p>15時40分 平均風速 2.0m/s、風向 西南西 最大瞬間風速 3.4m/s、風向 西</p> <p>15時50分 平均風速 2.3m/s、風向 西南西 最大瞬間風速 3.9m/s、風向 西南西</p> <p>16時00分 平均風速 3.1m/s、風向 西 最大瞬間風速 7.0m/s、風向 西北西</p> <p>16時10分 平均風速 4.5m/s、風向 西北西 最大瞬間風速 8.0m/s、風向 西北西</p> <p>16時20分 平均風速 4.0m/s、風向 西 最大瞬間風速 6.2m/s、風向 西北西</p> <p>本事故当日、気象・海象に関する注意予報は出ておらず、ハーバースターが08時ごろにインターネットから得た本事故当日の予報は、西風6～7m/s、波高2～2.5mであった。</p>	
その他の事項	<p>船長は、平成19年2月から本船を本件マリナーに保管し、ほぼ毎日曜日08時ごろ～18時ごろまで本船を使用していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、平成20年に第3回定期検査を受検していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、冠島の南南西方沖で錨泊して釣り中、錨泊開始時より西風が強くなり、波が甲板に打ち込んで浸水したことから、転覆した可能性があると考えられるが、船長が死亡したことから、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、冠島の南南西方沖で錨泊して釣り中、錨泊開始時より西風が強くなり、波が甲板に打ち込んで浸水したため、転覆した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <p>・天候が急変することを常に念頭に置き、その前兆を認めるときは速や</p>	

	かに避難すること。 ・悪天候下では、ドア等の開口部を確実に閉鎖すること。
--	---